

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成24年2月21日(木)午後2時00分

場 所 津市白山庁舎 205会議室

出席部会委員 25^{おおい}大井 一司・26^{かさい}笠井 克己・27^{すずき}鈴木 照正・28^{たぐち}田口 慶則
29^{ほりかわ}堀川 忠重・30^{もろと}諸戸 善昭・31^{たなか}田中 竹次・33^{もりやま}守山 孝之
35^{いけだ}池田 昌司・36^{もりた}森田 正孝・37^{あかほり}赤堀 嘉夫・38^{なかがわ}中川 和雄
39^{はぎの}萩野 忠司・40^{むかいだ}向田 忠美・42^{たのみ}片岡 眞郁・48^{わたなべ}渡邊 晃一

以上16名

欠席部会委員 32^{はせがわ}長谷川 博^{ひろし}

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・草深次長・中西主査

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹
美杉：松永主査

議事録署名者 27番 ^{すずき}鈴木 照正・39番 ^{はぎの}萩野 忠司

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

議 事 の 大 要

- 議長 それでは、第2回第2農地部会を開会させていただきます。
本日の欠席委員は長谷川委員お一人でございますので、よろしくお願ひします。
まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第6号につきまして事務局から一括して報告願ひます。よろしくお願ひします。
それと、本日、議事録署名委員が、27番 ^{すずき}鈴木委員・39番 ^{はぎの}萩野委員、よろしくお願ひします。
それでは、事務局お願ひします。
- 事務局 それでは、議案書の1ページをお願ひいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。
番号1、地区 栗葉、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 稲葉町寺平尾_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,031㎡。
これにつきましては、農用地利用権設定を貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものであります。
他の2番から8番についても同じく利用権設定を合意解約したものであります。
以上、件数は8件で、合計面積8,750㎡、その内訳は田が7,468㎡、畑1,282㎡であります。
2ページをお願ひいたします。
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。
番号1、地区 久居、届出者 _____、届出地 久居北口町駒走り_____番、台帳地目 畑、現況地目 畑と宅地、面積 895㎡、外4筆で、合計 2,284㎡、取得年月日 平成22年4月7日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。
番号2、届出者 _____、届出地 久居明神町コボレ山_____番、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積 2,284㎡、取得年月日 平成22年11月20日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。
番号3、届出者 _____、届出地 久居明神町西横山_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,613㎡、外10筆で合計 15,808㎡、取得年月日 平成22年11月20日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。
番号4、届出者 _____、届出地 久居元町垣内_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,652㎡、取得年月日 平成23年11月6日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。
番号5、地区 栗葉、届出者 _____、届出地 森町西垣内_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 4,225㎡、外6筆で6,644㎡、取得年月日 平成23年9月18日、取得事由 _____から相続、あっせん等の希望はございません。
番号6、地区 高岡、届出者 _____、届出地 一志町高野北沖_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,619㎡、外5筆で合計 2,262㎡、取得年月日 平成23年7月14日、取得事由 _____から相続、あっせ

ん等の希望はございません。

番号7、地区 川口、届出者 _____、届出地 白山町川口大角_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 72㎡、外12筆で合計 3,033.4㎡、取得年月日 平成22年12月18日、取得事由 _____から相続、あつせん等の希望はございません。

番号8、届出者 _____、届出地 白山町川口大角_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 300㎡、外3筆で合計 5,686㎡、取得年月日 平成22年12月18日、取得事由 _____から相続、あつせん等の希望はございません。

以上、件数は8件で合計面積43,660㎡、内容は田が17,863㎡、畑17,077㎡、山林8,720㎡でございます。

次に6ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、地区 久居、申請者 _____、申請地 久居明神町風早_____番、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 624㎡。

これにつきましては、昭和58年5月より10台分のパチンコ店の駐車場として_____に貸してしまっているものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号2、申請者 _____、申請地 久居万町_____番、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 396㎡。

これにつきましては、昭和47年10月に、届出者は大阪市内に勤務していたことから、母親が同居していた弟の家として一般住宅を建築してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

以上、件数は2件で合計面積1,020㎡、内容は田が624㎡、畑が396㎡でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居新町_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 110㎡、外3筆で、合計 2,559㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、専用住宅の宅地分譲をしようとするものです。次の番号2と一体的に10区画を造成しようとするものです。

番号2、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居新町_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 9.45㎡、外1筆で、合計 13.74㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、専用住宅の宅地分譲をしようとするものでございます。

番号3、受人 _____、渡人 _____、申請地 牧町北浦_____番、台帳地目 畑・現況地目 畑と宅地、面積 1,358㎡。

これにつきましては、平成元年ごろ居宅を増築してしまったものです。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。

番号4、受人 _____、渡人 _____・_____、申請地 久居元町起し_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 245㎡、外1筆で合計 517㎡。

これにつきましては、受人は渡人より届出地を譲り受け、居宅及び駐車場用地として利用しようとするものです。

以上、件数は4件で、合計面積4,447.74㎡、内容は田が645㎡、畑が3,802.74㎡でございます。

次に8ページをお願いいたします。

報告第5号 時効取得による所有者の移転についてでございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 6,692㎡、申請地 久居小野辺町小膳田_____番、地目 田、面積 157㎡、外1筆で、合計 755㎡、取得年月日 昭和47年12月13日。

これにつきましては、義務者である渡人から聴取しましたところ、昭和47年12月ごろ、売買により受人に譲渡し、その後、受人が占有して耕作を行ってきたものであります。

番号2、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 4,408㎡、申請地 久居明神町南狭間_____番、地目 畑、面積 31㎡、取得年月日 昭和50年12月15日。

これにつきましては、権利者である受人から聴取しましたところ、昭和50年12月15日より、義務者である渡人持ち分の一部を権利者である受人が占有して耕作を行ってきたものです。

番号3、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 4,408㎡、申請地 久居明神町南狭間_____番、地目 畑、面積 251㎡、取得年月日 昭和50年12月15日。

これにつきましては、権利者である受人から聴取しましたところ、昭和50年12月15日より、義務者である渡人の所有する申請地を権利者である受人が占有して耕作を行ってきたものであります。

番号4、地区 大井、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 1,429㎡、申請地 一志町大仰上垣内_____番、地目 畑、面積 297㎡、外1筆で、合計 452㎡、取得年月日 昭和40年4月1日。

これにつきましては、権利者である受人から聴取しましたところ、義務者である渡人は松阪市に住んでおり、申請地は受人宅のすぐ南にあり、昭和40年ごろ先代からずっと受人が耕作をしてきました。

以上、件数は4件で、合計面積1,489㎡、その内訳は田が157㎡、畑が1,332㎡でございます。

以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。

これ、もう報告ですけど、明神町で私のところ____さんていうのがようけ挙がってきたんですけど、恐らくこれ百姓はできないと思う、よう作らないと思うんですよ。こんなふうに畑がだんだん荒れてくるんです。これも相続で。代が変わってしまったら、本当に何とかひとつ後継者をね、後継者というよりも、耕作する人をね、いろんな協力を得て探していきたいと思うんですが、またひとつご協力よろしく申し上げます。どんどん荒れていきますので、こうやって。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許

可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 家城、受人 _____、面積 26,868㎡、渡人 _____、面積 8,307.61㎡、申請地 白山町真見岡崎_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 99㎡、外3筆で、合計 1,370㎡。

これにつきましては、渡人は、高齢による労働力不足で、子供も独立して市街地で生活しているため、営農拡大を図ろうとする近隣の受人に申請地を譲渡しようとするものであります。

以上、件数は1件で1,370㎡、その内容は畑でございます。農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

浅井委員 34番 浅井でございます。地区家城の案件について報告をさせていただきます。実は14日の午後2時から、事務局2名、地元委員3名、5名で現場を確認させていただきました。場所は_____のはたに、雲出川にかけられた_____という橋があるんですが、それから西方向を向いて約200メートルのところは現地でございます。申請内容については、事務局の説明どおりでございますが、畑が大変ですな、荒れておりましたが、その隣接地の_____さんが重機を持ってみえますんで、畑をまた復元して復活してつくられるというふうな考え方のようでございますので、何ら問題ないものと思われまして、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 川合、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町八太笠井田_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 632㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、建売住宅用地とし

て利用しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町田尻スタ____番、台帳地目・現況地目とも田、面積 280㎡。

これにつきましては、受人は一志町内でアパート住まいをしておりますが、住環境が悪く健康上よくないので、渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅を建設しようとするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町三ヶ野大井谷____番、台帳地目 田・現況地目 雑種地、面積 232㎡、外2筆で、合計 750㎡。

これにつきましては、受人は渡人より申請地を譲り受け、隣接の介護施設の敷地拡大として利用しようとするものです。また、申請地は、平成18年6月に____が土砂置き場として購入し利用しておりましたが、平成21年に破産したため、そのまま現在に至っております。また、のり面には桜等を植林し、施設の憩いの場の景観美化として利用します。農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で合計面積1,662㎡、その内訳は田でございます。

いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

守山委員 33番 守山です。この2月14日に、委員2名と事務局2名で現地で申請人の説明を受けました。場所は、近鉄大阪線の____から中川方面へ約500メートルの線路から北側でございます。道路には、上下水道の設備が埋設されております。そのとおりでありますので、どうぞよろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

田中委員 31番 田中ですが、今、話がありましたように、2月14日、事務局2名と私も2名で現地を確認いたしました。場所につきましては、高岡の____さんの真南側というふうなところでございます。内容につきましては事務局の説明どおりということでございますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

森田委員 36番 森田です。去る2月14日午後から、事務局員2名と地元委員3名で申請人立ち会いのもと、現地確認をさせていただきました。場所につきましては、近鉄の____の南側に国道165号線が通っておるんですが、その国道を____から久居に向かって約700メートル行くと、左側に____がございます。その____から南東方向に300メートルぐらい入ったところが現地でございます。地元の区長あるいは隣地人の承諾も得ておるということで、事務局説明のとおりでございますので、ご審議していただきますようによろしく願いいたします。

以上です。

議 長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。 続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。 別冊の表紙を1枚めくっていただきたいと思えます。 久居地区は新規14件、再設定4件、合計18件でございます。面積は田が28,648㎡、畑が1,163㎡、合計面積29,811㎡でございます。 一志地区は新規4件、再設定9件、所有権移転4件、合計17件でございます。面積は田が21,381㎡、畑が1,038㎡、合計面積22,419㎡でございます。 白山地区は新規2件、再設定3件、合計5件でございます。面積は田が12,756㎡、畑が1,002㎡、合計面積13,758㎡でございます。 美杉地区は再設定5件、合計5件でございます。面積は田が3,964㎡、畑が5,348㎡、合計面積9,312㎡でございます。 合計件数45件、内訳といたしまして、新規が20件、再設定が21件、所有権移転4件でございます。合計面積、田が66,749㎡、畑8,551㎡、総計面積75,300㎡でございます。このうち、認定農業者集積状況でございますが10件で、面積は26,890㎡でございます。これらはすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。
議 長	皆さん。よろしいか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第3号について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については適正であると認め、市長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案はすべて審議をいただきました。ありがとうございます。

これをもちまして、第2回 第2農地部会を閉会します。

午後2時30分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年2月21日

議 長

出席委員

出席委員